

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公表番号】特表2020-531211(P2020-531211A)

【公表日】令和2年11月5日(2020.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-045

【出願番号】特願2020-512659(P2020-512659)

【国際特許分類】

A 47 J 31/46 (2006.01)

【F I】

A 47 J 31/46

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月6日(2021.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流体チャネルと前記流体チャネル内の流体を加熱するために使用されるように配置された加熱エレメントを有するベース構造体を備え、

さらに前記流体チャネルを冷却するために使用されるように配置された冷却手段を備えることを特徴とする加熱装置。

【請求項2】

前記加熱エレメントは、少なくとも1つの前記流体チャネルの流体チャネル経路に少なくとも部分的に合致する請求項1に記載の加熱装置。

【請求項3】

前記ベース構造体は、板状構造体を含む請求項1または2に記載の加熱装置。

【請求項4】

前記ベース構造体は、前記流体チャネルと前記冷却手段との間で熱が交換される熱伝導性材料を含む請求項1乃至3のいずれか1項に記載の加熱装置。

【請求項5】

前記冷却手段は、冷却チャネルを備える請求項1乃至4のいずれか1項に記載の加熱装置。

【請求項6】

前記冷却チャネルは、前記流体チャネルに加熱された流体が実質的ないときに、前記流体チャネルを冷却するために使用されるように配置されている、請求項5に記載の加熱装置。

【請求項7】

前記冷却チャネルの少なくとも一部は、前記流体チャネルの少なくとも一部とは別個のチャネルである、請求項5または6に記載の加熱装置。

【請求項8】

前記冷却チャネルの少なくとも一部は、前記流体チャネルの少なくとも一部の少なくとも1つの辺に隣接している、請求項5乃至7のいずれか1項に記載の加熱装置。

【請求項9】

前記冷却チャネルの少なくとも一部は、前記流体チャネルの少なくとも一部の少なくとも2つの異なる辺に隣接している、請求項5乃至8のいずれか1項に記載の加熱装置。

【請求項 10】

前記冷却チャネルの少なくとも一部は、前記流体チャネルの少なくとも一部の少なくとも1つの辺に当接又は接触している、請求項5乃至9のいずれか1項に記載の加熱装置。

【請求項 11】

前記冷却チャネルの少なくとも一部は、前記流体チャネルの前記少なくとも一部の少なくとも2つの異なる辺、好ましくは対向する二つの辺に当接又は接触している、請求項10に記載の加熱装置。

【請求項 12】

前記流体チャネルの少なくとも一部及び前記冷却チャネルの少なくとも一部は、前記ベース構造体の少なくとも一部を横切ってまたは通る交互するパターンで配置されている、請求項5乃至11のいずれか1項に記載の加熱装置。

【請求項 13】

前記流体チャネルの少なくとも一部及び前記冷却チャネルの少なくとも一部は、直線ではない請求項5乃至12のいずれか1項に記載の加熱装置。

【請求項 14】

請求項1乃至13のいずれか1項に記載の加熱装置の前記流体チャネルを冷却する冷却方法であって、

- a . 加熱された流体を前記流体チャネルを通して搬送するステップと、
- b . 冷却手段を使用して前記流体チャネルを冷却するステップと、
を含む、冷却方法。

【請求項 15】

請求項1乃至13のいずれか1項に記載の加熱装置を備える飲料調製機器。

【請求項 16】

前記飲料調製機器が、煎出飲料調製機器である、請求項15に記載の飲料調製機器。

【請求項 17】

1つ以上の飲料を調製する調製方法であって、

請求項15または16に記載の飲料調製装置の前記加熱エレメントの前記流体チャネル内の飲料流体を加熱するステップと、

前記加熱された飲料流体を前記流体チャネルから吐出するステップと、

前記流体チャネルを冷却するステップと、

任意選択により、更なる流体を前記流体チャネルに通過させるステップとを含む
調製方法。